

太田市八王子山公園墓地申込概要

1. 所在地

太田市西長岡町1661番地 電話0276(32)6599

2. 一区画の使用料と管理料

使用料(永代) 550,000円 管理料(年額) 5,500円(税込)

3. 申請資格

太田市に引き続き1年以上住民登録をしている方で、親族の焼骨をお持ちの方、または親族の焼骨を改葬する方

4. 必要書類

- (1) 八王子山公園墓地利用許可申請書
- (2) 申請者の世帯全員の住民票(本籍記載)
- (3) 申請者と死亡者の続柄を確認できる戸籍謄本
- (4) 死体火葬許可証の写しまたは改葬許可証の写し

5. 墓地の種別・規模

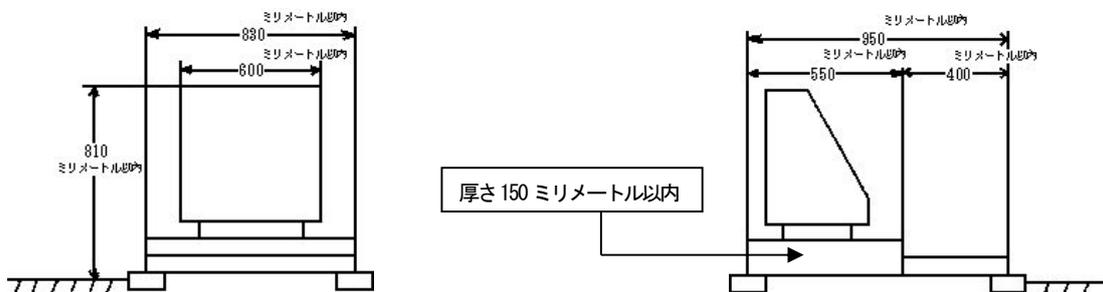
芝生墓地 4.5平方メートル
幅1.8M×奥行2.5M

6. 申請に際しての注意事項(重要)

- (1) 次の事項に該当する方は申請することができません。
 - ① 墓地設置基準を満たしていない墓石の建立を予定している方。
 - ② 利用の許可を受けた日から3年以内に墓石を建立することができない方。
- (2) 申請は、一世帯一申請で受付します。また、電話や郵送等による受付はしていません。
- (3) 永代使用料等は一括納入で、既納の使用料及び管理料はお返しいたしません。
ただし、利用の許可を受けた日から3年以内に未利用の墓地を返還したときは、当該使用料の2分の1に相当する額を還付します。
- (4) 利用区画の指定及び利用許可後の変更はできません。

7. 墓地設置基準

区分	内容
墓地に設置できる設備	墓石・香炉及び水ばち 各1基 花立 1対
墓石の高さ	納骨室(カロート)表面から75cm以内 カロートの蓋(2枚)を一度取り外し清掃後、再度設置した上に墓石を設置
墓石の位置	正面を園路に向け最下段の台石と背後境界線との間隔を30cmとし、左右境界線の中央とする。



※ 墓地利用上の注意事項

- (1) 墓地には、焼骨、遺品以外のものは埋葬できません。
- (2) 墓石等の建立は、利用者の皆さんの負担で施工していただきます。なお、石材店の指定はしていません。
- (3) 墓碑は、一区画一基設置できます。
- (4) 墓地は、既に納骨施設（カロート 骨壺の大きさによりますが10体程度収納が可能）が設けられています。
なお、この施設を改造することはできません。
- (5) 墓地設備基準を設けています。この基準は必ず守ってください。
なお、太田市八王子山公園墓地利用許可書交付後、墓地の利用はいつでもできますが、墓碑等の建立（墓碑等設置承認申請書等）や納骨等（納骨日が決まりましたら埋葬許可書）を行う場合は、必ず管理者（花と緑の課）への届け出が必要です。
- (6) 土盛、仕切り、生垣、塔婆立、墓誌、植樹など、墓地設置基準以外の設置は一切できません。
- (7) 利用が認められた墓地内は、利用者の皆さんにより除草や清掃など、良好な環境づくりにご協力ください。
- (8) 墓地の利用権利は、相続などの理由で利用権利を承継する場合を除き、利用権利を譲渡したり、贈与あるいは、転貸することは一切できません。
- (9) 新築や転勤などにより、墓地利用許可書記載の住所、氏名などに変更が生じたときまたは、墓地利用許可書をき損もしくは、亡失したときは、すみやかに管理者へ届出をしてください。
- (10) 当墓地は、公園的な要素を兼ねた施設ですから、出入りは自由になっています。墓所内の諸設備の盗難、紛失、破損等については、十分注意をいたしますが、万一事故等が生じて管理上の責任は負いません。
- (11) 夜間における公園墓地内の管理及び事故防止のため、午後5時から翌朝の午前8時30分までの間、公園墓地内への車の乗り入れを禁止し、公園入り口の門扉を閉め、施錠します。
(ただし、お彼岸（春・秋）、お盆（8月13日から16日）、年末年始の間を除きます。）上記の時間内に用事がある方は、門扉右側の空き地に車を駐車し、徒歩にてご利用ください。
- (12) 墓地の利用にあたっては、墓地条例、墓地条例施行規則などが設けられています。
これらの法令等に違反したときは、墓地の利用許可を取り消すこととなりますのでご注意ください。
- (13) 墓地内では、原則として次の行為はできません。
 - ①施設を損傷し、または汚損すること。
 - ②樹木を伐採し、または植物を採取すること。
 - ③土地の形質を変更すること。
 - ④鳥獣類を捕獲し、または殺傷すること。
 - ⑤はり紙若しくは立札、または広告等を表示すること。
 - ⑥行商、募金、出店、その他これらに類する行為をすること。
 - ⑦展示会、集会、その他これらに類する行為をすること。
 - ⑧指定された場所以外に車両等を持ち入れ、または駐車すること。
 - ⑨その他市長が墓地の管理上支障があると認める行為をすること。
- (14) 火災が多発しています。火の取り扱いには十分注意してください。
- (15) 墓にお供物（食べ物類）の献上は、できるだけ避けてください。ただし、当日お持帰りについては、差し支えありません。墓地内を美しく衛生的に保つためですので、ご協力をお願いいたします。
- (16) 桶は備え付けの桶をご使用ください。桶をお持ちの方については、桶のお持ち帰りをお願いいたします(墓参りの都度お持ちください。)
- (17) 宗派を問わない墓地のため、お坊さんはおりません。